

8 経営第 1407 号
令和 8 年 9 月 28 日

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産事務次官

農業近代化資金融通措置要綱等の一部改正について

今般、改正農業近代化資金融通法の施行に伴い、下記通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の円滑かつ的確な実施に御配慮をいただくとともに、関係機関への周知をお願いする。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業近代化資金融通措置要綱(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知)
- 2 農業改良資金制度運用基本要綱(平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知)
- 3 農業経営基盤強化資金実施要綱(平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知)

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
山梨県知事
長野県知事
静岡県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
岐阜県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事

佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事